

役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事、評議員をいう。
なお、施設の職員を兼任する理事についてはこの規程を適用しない。

(手当の支給)

第3条 役員が理事会等に出席した場合には1回につき手当として5,000円(源泉徴収後)と交通費を実費で支給する。

(ただし、会計監査人が理事会等に出席した場合には1回につき手当として10,000円(源泉徴収後)と交通費を実費で支給する。)

理事長職に月額100,000円を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員が理事会等の出席又は法人の運営のために業務にあたった場合は旅費及び業務に必要な実費を支給する。なお、宿泊を伴う場合はその宿泊費相当額をあわせて支給する。

(改正)

第4条 この規程の改正は、理事会等の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成25年11月6日から施行する。

平成28年11月14日一部改正

平成29年4月1日一部改正

令和4年6月2日一部改訂